

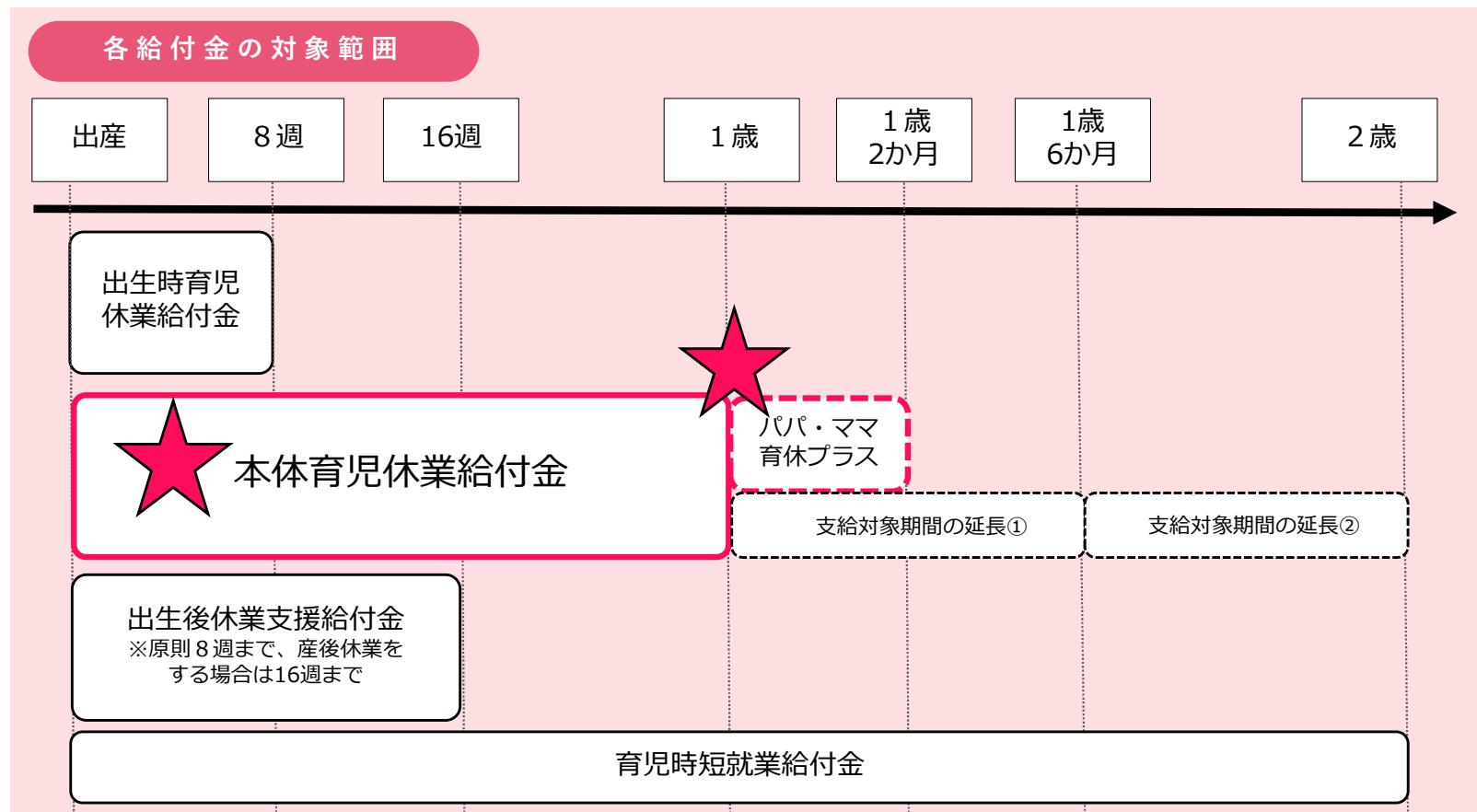
# 6 育児休業等給付 ～本体育児休業給付～



# (1) 育児休業等給付について

育児休業等給付には、出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金があります。

※出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金は、令和7年4月1日に創設された給付金。



## (2) 概要

- 被保険者が、原則1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合(※)、一定の要件を満たすことで支給される給付金。

※原則は、子の1歳の誕生日の前々日まで取得可能。  
期間内に2回まで分割取得可能。

### (3) 受給資格

- 1歳未満の子を養育するために、「育児休業」を取得した雇用保険の被保険者(一般または高年齢)であること。
- 育児休業を開始した日の前2年間に、  
みなし被保険者期間が通算して12か月以上であること。
- 育児休業を開始する時点で、離職が予定されていないこと。

#### 期間雇用者の場合は…

休業開始時において、同一事業主のもとで  
子が1歳6ヶ月までの間に、  
その労働契約(労働契約が更新される場合にあっては、  
更新後のもの)が満了することが明らかでないこと。

## (4) 支給要件

- 支給単位期間の初日から末日まで、継続して被保険者資格を有していること。
- 支給単位期間に、就業していると認められる日数が10日以下(※)であること。  
※10日を超えるの場合は就業している時間が80時間以下  
※出生時育児休業給付金と異なり、不支給となる就業日数・時間は休業日数に比例しません。  
※この取り扱いはあくまでも、臨時的・一時的な就労にのみ限定されます。
- 支給単位期間に支給された賃金額(※)が、当該支給単位期間の賃金月額の80%未満であること。  
※支払われた賃金額…支給単位期間中に支払日のある給与・手当等の賃金総額  
※一部分でも育児休業期間外を対象としているような給与・手当等や対象期間が不明確な給与・手当等は除外となります。

## (5) 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 の記載上のポイント

【例1】 4/15～産休 5/27出産 7/23育休 賃金末締めの場合

⑦ 算定対象期間 (休業を開始した日:7月23日)	⑧	⑨ 賃金支払対象期間	⑩	A	B	計	⑫ 備考欄
6月23日～休業等を開始した日の前日	0日	7月1日～休業等を開始した日の前日	0日	0			自令和6年4月15日至令和6年7月22日
3月23日～4月22日	23日	4月1日～4月30日	14日	140,000			99日間 産休のため 賃金支払い無
2月23日～3月22日	28日	3月1日～3月31日	31日	300,000			
1月23日～2月22日	31日	2月1日～2月28日	28日	300,000			
12月23日～1月22日	31日	1月1日～1月31日	31日	300,000			
11月23日～12月22日	30日	12月1日～12月31日	31日	300,000			
10月23日～11月22日	31日	11月1日～11月30日	30日	300,000			
9月23日～10月22日	30日	10月1日～10月31日	31日	300,000			
8月23日～9月22日	31日						
7月23日～8月22日	31日						
6月23日～7月22日	30日						
5月23日～6月22日	31日						
4月23日～5月22日	30日						

【賃金月額計算について】  
支払対象期間に産休がある場合、  
それを除いて11日以上の月が  
6か月必要になります。

## (5) 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 の記載上のポイント

【例2】 第一子：R6年4/15～産休 5/27出産 7/23育休開始

第二子：R7年10/25出産 12/21育休開始 賃金末締めの場合

⑦ 算定対象期間 (休業を開始した日：12月21日)	⑧	⑨ 賃金支払対象期間	⑩	A	B	計	⑪ 備考欄
11月21日～休業等を開始した日の前日	0日	12月1日～休業等を開始した日の前日	0日	0			自 令和7年10月25日 至 令和7年12月20日
3月21日～4月20日	25日	4月1日～4月30日	14日	140,000			57日間 第二子産休 賃金支払い無
2月21日～3月20日	28日	3月1日～3月31日	31日	300,000			自 令和6年4月15日 至 令和7年10月24日
1月21日～2月20日	31日	2月1日～2月28日	28日	300,000			559日間 第一子産休・育休のため賃金支払い無
12月21日～1月20日	31日	1月1日～1月31日	31日	300,000			
11月21日～12月20日	30日	12月1日～12月31日	31日	300,000			
10月21日～11月20日	31日	11月1日～11月30日	30日	300,000			
9月21日～10月20日	30日	10月1日～10月31日	31日	300,000			
8月21日～9月20日	31日						
7月21日～8月20日	31日						
6月21日～7月20日	30日						
5月21日～6月20日	31日						
4月21日～5月20日	30日						

備考欄に賃金が  
支払われなかつた  
理由を記入

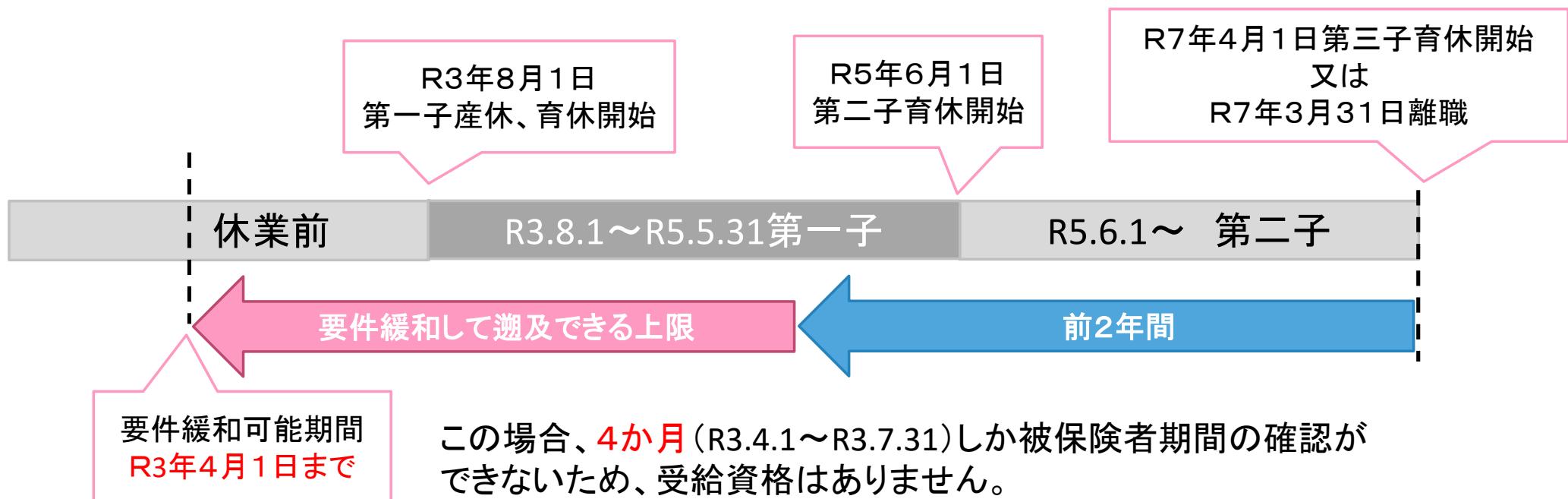
## 注意！

受給要件の緩和により、受給資格確認が可能な期間は最長4年間です。

そのため、第一子育児休業取得後、職場復帰せずに第二子の育児休業を取得する場合、

- 職場復帰せずに第三子の育児休業取得
- 職場復帰せずに離職した時の失業等給付受給

これらの受給資格が発生しない可能性があります。



# (5) 支給額

## 原則

**支給額 = 休業開始時賃金日額 (※) × 休業期間の日数 × 67% (50%)**

<本体育児休業中の就業に対して事業主から賃金が支払われた場合>

支給日数180日分までに 支払われた賃金額 (原則 67%支給)	支給日数181日分以後に 支払われた賃金額 (原則 50%支給)	支給額
休業開始時賃金日額 × 休業期間の13%以下	休業開始時賃金日額 × 休業期間の30%以下	休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数 × 67% (50%)
休業開始時賃金日額 × 休業期間の13%超～80%未満	休業開始時賃金日額 × 休業期間 の30%超～80%未満	(休業開始時賃金日額 × 休業期間の 日数 × 80%) - 支払われた賃金額
休業開始時賃金日額 × 休業期間の80%以上		不支給

※ 休業開始時賃金日額の上限額が別途定められておりますのでご注意ください。

★ 出生時育児休業給付金の支給日数は、育児休業給付の支給率 67% の上限日数の  
180日に通算されます。

## (6) 支給対象期間

- 原則、育児休業開始日から、  
育児休業に係る子の1歳の誕生日の前々日まで

※1歳の誕生日の前々日より前に育児休業を終了したときは、終了した日まで。

※パパ・ママ育休プラス制度を使用する場合や、延長要件を満たす場合は期間が変わります。

**POINT: 男性が取得する場合は…**

配偶者の出産予定日、または、出産日のいずれか早い日から  
育児休業を取得・支給可能。

**POINT: 育休中に離職した場合は…**

離職日まで支給可能。

(育休開始時点から離職を予定していた場合は申請不可)

# (7) 申請について

## 【提出書類】

- 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書
- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(出生時育児休業給付金を申請済の場合は不要)
- 振込先口座確認資料(本人名義の「普通預(貯)金口座 通帳」の写し等)
- 育児の事実確認書類(母子健康手帳等の出産日を医師または市町村が証明しているもの)  
※母子健康手帳は、出生届出済証明のページに市町村長印の押印と、親の氏名の記載が必要です。
- 育児休業申出書(男性の場合、及び産後休業終了後育児休業開始していない場合)
- 賃金台帳・出勤簿等(照合省略可)

## 【注意点】

「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成することで、申請書への被保険者の記名の省略が可能となります。

- ※ ハローワークへの提出は必要ありません。
- ※ 必ず申請者氏名欄に「申請について同意済み」と記載してください。

## (8) パパ・ママ育休プラス制度

一定の要件を満たす場合、子が1歳2か月に達する日の前日まで、最大1年間育児休業給付金が支給されます。

【要件】※全て該当する場合

- ① 育休開始日が、子が1歳の誕生日以前である場合。
- ② 育休開始日が、子に係る配偶者が取得している育休期間の初日以後である場合。
- ③ 配偶者が子の1歳の誕生日の前日以前に育児休業を取得していること。

※被保険者が父親の場合…給付金を受給できる期間の上限は1年間です。

※被保険者が母親の場合…出産日(産前休業の末日)と産後休業期間と育児休業給付金を受給できる期間を合わせて1年間が上限となります。

## (8) パパ・ママ育休プラス制度

### 〈申請で必要な手続き・書類〉

原則として子が1歳に達する日を含む支給単位期間に係る支給申請時までに、支給申請書に、配偶者の育児休業取得の有無、配偶者の雇用保険被保険者番号を記載する。

### 【添付書類】

- 被保険者の配偶者であることが確認できる書類
  - 世帯全員について記載された住民票の写し。
  - 民生委員の証明書等(事実上婚姻関係と同様の事情にある者であるとき)
- 被保険者の配偶者の育児休業の取得を確認できる書類
  - 配偶者の育児休業取扱通知書の写し
  - (上記がない場合)配偶者の疎明書等配偶者の育休の取得を確認できる書類

※支給申請書に配偶者の雇用保険被保険者番号が記載されており、配偶者の育児休業給付受給の有無を確認できる場合は、配偶者の育休確認書類は省略可能です。

## (9) 育児休業給付の分割取得

同一の子について、原則2回の育児休業まで給付金の支給対象となります。

### 3回目以降の育児休業が認められる理由

- ① 別の子の産休、育休、他の家族の介護休業が始まったことで育休が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合
  - ② **1歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、負傷等、婚姻の解消で、  
その子と同居したこととなった**等の理由で、養育することができなくなった場合
  - ③ **1歳未満の子が負傷、疾病等により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする  
状態になった**場合
  - ④ **1歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し申込みを行っているが、  
当面その実施が行われない**場合
  - ⑤ **育休中に出向(出向解除)した被保険者が、1日の空白もなく出向先(出向元)で  
被保険者資格を取得しており、引き続き育休をする**場合
- ①⑤は**子が1歳6か月または2歳までの場合を含む。** ②③④は**子が1歳未満に限る。**

## (10) 育児休業給付の終了

これらの場合、育児休業給付は終了します。

- 職場復帰する場合
- 他の子(第一子の育児休業の場合、第二子等)の産前・産後休業が開始する場合
- 離職する場合、等

※令和7年4月1日以降に離職された方は離職日まで支給可能

注意！

育児休業給付金の回収案件が増えています！ご注意ください！

- ✓ 申請者が復帰しているのに、復帰処理せずそのまま申請してしまった
- ✓ 他の子に係る産前休業が開始しているが、その期間も含めて申請していた
- ✓ 1歳到達日前日まで支給申請し支給終了したが、実は延長対象者だった 等々

【よくある原因】

- 申請に関する同意を得て本人記名を省略した結果、本人との連絡を怠っていた
- 本社で集約して事務手続を行っているが、営業所から連絡がなかった 等々